

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	924	受 理 年 月 日	令和5年9月15日
件 名	健康保険証廃止の凍結の要請		
要 旨	<p>マイナ保険証を巡る相次ぐトラブルにより国民の不安が高まり、世論調査でも撤回や延期を求める声が8割近くを占め、全国の4割の市区町村長も延期を求めていた（共同通信）。</p> <p>それでも岸田首相は、11月末まで総点検の状況を見て、必要があれば再検討するとして来年秋の保険証廃止方針を見直さず、国は追い詰められる形で様々なひび縫隙を講じているのが現状である。</p> <p>京都府保険医協会が全国調査に連動して8月に行った医療機関調査第2弾では、オンライン資格確認の画面に健康保険証の券面と異なる負担割合が表示されたという事例が30医療機関から報告されており、全国では978医療機関に上る。誤表示により窓口では確認作業などの業務が増加しており、患者とのトラブルも生じかねない。間違った負担割合で保険請求したことによるレセプト返戻も生じることになる。</p> <p>国は総点検を指示して、11月末までに点検・チェックを完了させるとの方針を示しているが、不一致事例を抽出するだけで、それが11月末に解消されるわけではない。</p> <p>このような事態を放置したまま、健康保険証を廃止してよいはずがない。</p> <p>加えて見過ごせないのは、保険証廃止が国家による社会保障義務の著しい後退につながることである。</p> <p>国民皆保険体制では、健康保険証は原則無差別・無条件に交付されてきた。これは、国民健康保険法が第1条に社会保障及び国民保健の向上をうたい、国民の生命・健康を守る普遍的な医療保障を目指すものであることを体現している。これに対し、マイナンバーカードの取得、マイナ保険証のひも付け、マイナ保険証に代わる新たな資格確認書の取得のいずれをとっても申請に基づくものである。すなわち、健康保険証の廃止は、保険医療機関で医療を受けるために必要な資格確認の手段の取得を自己責任に預けてしまうものである。</p> <p>については、住民の生命・健康を守るために、国に対し健康保険証廃止の凍結を求める意見書を提出することを願う。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	環境福祉委員会		